

電気供給約款【低圧】の変更について

電気供給（取次）約款【低圧】、および電気供給約款【低圧】を2025年4月1日付で以下の通りに変更いたしますのでご案内申し上げます。

変更内容としては、一般送配電事業者が制限中止割引を終了することに伴い、当社も本割引を終了するため、条項32「制限または中止の料金割引」の削除を行います。

また、制限中止割引に関わる条項の削除に伴う、条項の繰り上げを実施いたします。

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>26 保証金 (1) 当社は、6（契約の申込み）(1)もしくは36（契約の変更）の申込みをされたお客さま、または支払期日を経過してもなお料金その他この供給約款によって支払いを要することになった債務を支払われなかったお客さまから、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、そのお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまの負荷率、操業状況、同一業種の負荷率並びに前3か月分または前年同期の同一期間の使用電力量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p>	<p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>26 保証金 (1) 当社は、6（契約の申込み）(1)もしくは35（契約の変更）の申込みをされたお客さま、または支払期日を経過してもなお料金その他この供給約款によって支払いを要することになった債務を支払われなかったお客さまから、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、そのお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまの負荷率、操業状況、同一業種の負荷率並びに前3か月分または前年同期の同一期間の使用電力量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p>
<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>31 違約金 (1) お客さまが40（解約）(4)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>32 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。 イ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ロ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合 (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p> <p>33 制限または中止の料金割引 当社は、32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、お客さまに対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、契約について一般送配電事業者より新エネルギー開発が受けた割引金額と同額の割引を行い料金を算定いたします。</p>	<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>31 違約金 (1) お客さまが39（解約）(4)ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>32 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。 イ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合 ロ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合 ハ その他電気の需給上または保安上必要がある場合 (2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。</p>

変更前	変更後
<p>34 損害賠償の免責</p> <p>(1) 32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社および新エネルギー開発または一般送配電事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社および新エネルギー開発は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 当社または一般送配電事業者の責めとならない理由により、需給の開始が遅延した場合、または契約が消滅した場合（40（解約）によって契約を解約した場合を含みます。）には、当社または一般送配電事業者は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) その他当社または一般送配電事業者の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社または一般送配電事業者は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 その他当社または一般送配電事業者の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社または一般送配電事業者は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>33 損害賠償の免責</p> <p>(1) 32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社および新エネルギー開発または一般送配電事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社および新エネルギー開発は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 当社または一般送配電事業者の責めとならない理由により、需給の開始が遅延した場合、または契約が消滅した場合（39（解約）によって契約を解約した場合を含みます。）には、当社または一般送配電事業者は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) その他当社または一般送配電事業者の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社または一般送配電事業者は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 その他当社または一般送配電事業者の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社または一般送配電事業者は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p style="text-align: center;">VI 契約の変更および終了</p> <p>38 契約の廃止</p> <p>(2) 契約は、41（解約）および次の場合を除き、お客さままたは変更後の小売電気事業者から当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ 当社がお客さまからの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>40 解約</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて契約を解約することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ 47（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合</p> <p>ニ お客さまが38（契約の廃止）(1)に定める通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合</p>	<p style="text-align: center;">VI 契約の変更および終了</p> <p>37 契約の廃止</p> <p>(2) 契約は、39（解約）および次の場合を除き、お客さままたは変更後の小売電気事業者から当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ 当社がお客さまからの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします</p> <p>39 解約</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて契約を解約することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ 託送供給等約款に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合</p> <p>ニ お客さまが37（契約の廃止）(1)に定める通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合</p>
<p style="text-align: center;">IX 保安</p> <p>50 調査に対するお客さまの協力</p> <p>(2) 50（調査）により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を一般送配電事業者に提示していただきます。</p>	<p style="text-align: center;">IX 保安</p> <p>49 調査に対するお客さまの協力</p> <p>(2) 48（調査）により調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を一般送配電事業者に提示していただきます。</p>
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2024年4月1日から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、2025年4月1日から実施いたします。</p>